

品川区選挙管理委員会告示第 2 号

在外選挙人名簿抄本の閲覧状況の告示

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 12 の規定により、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの在外選挙人名簿抄本の閲覧の状況について下記のとおり公表する。

令和 8 年 1 月 8 日

品川区選挙管理委員会

- ・ 閲覧の申出なし